

「大阪府内の産業振興に係る連携・協力に関する協定書」の 具体的な実施内容について（案）

大阪府と〇〇との間で締結した「大阪府内の産業振興に係る連携・協力に関する協定書」に基づき、両者が連携・協力して取り組む具体的な実施内容は以下のとおりとします。

1 具体的な実施内容

〇〇は、中小企業の課題に応じた DX 推進に資するソリューションを提案できる企業（以下「大阪府 DX 推進パートナーズ」という。）として、企業活動において真にお困りごとを抱えている大阪府内の中小企業に親身に向き合い、自社の技術等を用いてその問題の解決をめざす「大阪府 DX 推進事業」に大阪府と連携して取り組みます。

※DX（デジタルトランスフォーメーション）とは

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

（「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」（H30.12 経済産業省）による定義）

2 基本的な進め方

- （１）大阪府は、府内市町村、商工会議所及び商工会等と連携し、府内中小企業へ「大阪府 DX 推進事業」を紹介します。
- （２）本事業の活用を希望する中小企業は、「お困りごとヒアリングシート」を作成し、大阪府へ提供します。
- （３）大阪府は、受け取った「お困りごとヒアリングシート」を「大阪府 DX 推進パートナーズ」へ提供します。
- （４）「大阪府 DX 推進パートナーズ」は、「お困りごとヒアリングシート」に記載されたお困りごとに対し、自社の技術等で解決できる可能性がある場合、お困りごとを抱える当該企業へ解決策を提案します。
- （５）当該企業は、「大阪府 DX 推進パートナーズ」からの各提案内容を検討のうえ、希望する「大阪府 DX 推進パートナーズ」と DX 推進に資するソリューションの提案・提供に向けた商談を行います。（商談成立の場合はビジネスベースで取引します。）
- （６）「大阪府 DX 推進パートナーズ」は、商談成立後も随時、当該企業の DX 推進をサポートします。

3 留意事項

- (1) 大阪府は、「大阪府 DX 推進パートナーズ」の了解を得た上で、大阪府ホームページ等に「大阪府 DX 推進パートナーズ」に関する情報等を掲載します。
- (2) 「大阪府 DX 推進パートナーズ」は、お困りごとを抱える企業へ提案する場合及び商談が成立した場合、速やかに大阪府へ報告します。
- (3) 本事業に係る「大阪府 DX 推進パートナーズ」の出張費用は、原則として「大阪府 DX 推進パートナーズ」が負担します。ただし、大阪府外への出張費用については、「大阪府 DX 推進パートナーズ」及びお困りごとを抱える企業が個別に協議して決定します。
- (4) 大阪府は、ソリューションの提案・提供及び商談に係る一切の費用を負担しません。
- (5) 本事業に係る事例については大阪府及び「大阪府 DX 推進パートナーズ」の間で共有し、セミナー等で広く情報発信を行います。
- (6) 「大阪府 DX 推進パートナーズ」は、本事業の連携を円滑にするため、本事業に係る責任者を設定し、大阪府へ報告します。

なお、大阪府及び〇〇は、実施内容を共有するため、本書の電磁的記録を作成し、それぞれ保管します。

また、内容に変更が生じたときは、その都度協議して決定し、その内容を電磁的記録にて交換するものとします。

令和7年 月 日

(参考)「大阪府 DX 推進事業」イメージ

